

○岐阜県市町村職員共済組合貯金規則

昭和63年 2月29日

規則 第 2 0 号

改正

第 1 次改正	平成元年 2月28日
第 2 次改正	平成元年 9月13日
第 3 次改正	平成 2年 2月 8日
第 4 次改正	平成 2年 5月16日
第 5 次改正	平成 2年11月26日
第 6 次改正	平成 3年 2月26日
第 7 次改正	平成 4年 2月26日
第 8 次改正	平成 5年 2月25日
第 9 次改正	平成 5年 6月30日
第10次改正	平成 5年 9月14日
第11次改正	平成 5年12月22日
第12次改正	平成 6年 2月22日
第13次改正	平成 6年 6月30日
第14次改正	平成 6年 9月 8日
第15次改正	平成 7年 2月21日
第16次改正	平成 7年 6月30日
第17次改正	平成 8年 2月22日
第18次改正	平成 9年 3月 4日
第19次改正	平成10年 2月26日
第20次改正	平成10年 6月26日
第21次改正	平成10年 9月17日
第22次改正	平成14年 2月26日
第23次改正	平成15年 2月24日
第24次改正	平成16年 6月23日
第25次改正	平成19年 2月22日
第26次改正	平成24年 2月20日
第27次改正	平成26年 2月17日
第28次改正	平成27年 3月30日
第29次改正	平成29年 3月 1日
第30次改正	令和元年 6月 4日
第31次改正	令和 2年 2月27日
第32次改正	令和 3年 6月 1日

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項及び岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）定款第39条の規定に基づき組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）の貯金の受け入れ及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（第27次改正）

(経理)

第2条 この規則に定める貯金に関する経理は、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第6条第1項第8号に規定する貯金経理によるものとする。

2 理事長は組合員の貯金を施行規則及びこの規則の定めるところにより、安全かつ効率的に運用しなければならない。

(貯金の種類)

第3条 貯金の種類は共済貯金（以下「貯金」という。）とする。

（第23次改正）

(貯金の額等)

第4条 貯金額は、1,000円を単位とし、その整数倍に相当する定額とする。

2 貯金の加入申込みをした者（以下「貯金者」という。）は、毎月前項の貯金額を貯金（以下「定例積立」という。）することができる。

3 貯金者は毎年6月及び12月にはその月における定例積立のほかに期末勤勉手当支給時において貯金（以下「賞与積立」という。）することができる。この場合においては、賞与積立額を事前に登録しなければならない。

4 前項の規定により賞与積立をすることができる額は、期末勤勉手当の範囲内の額とする。ただし、100万円を超えることができないものとする。

5 定例積立若しくは賞与積立の貯金額について変更する場合は、それぞれ指定期日までに変更届書を所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

（第4次改正）（第9次改正）（第18次改正）（第22次改正）（第23次改正）

(貯金利率)

第5条 （省略）

2 金融情勢の変化により金利に変動が生じたときは組合会の議を経て利率の改定をすることができる。ただし、貯金利率の改定を緊急に行う必要が生じた場合において、組合会を招集する暇がない場合は理事長において専決処分することができるものとする。

（第1次改正）（第2次改正）（第3次改正）（第4次改正）（第5次改正）（第6次改正）（第7次改正）（第9次改正）

（第10次改正）（第11次改正）（第12次改正）（第13次改正）（第14次改正）（第15次改正）（第16次改正）（第17次改正）

（第20次改正）（第22次改正）（第25次改正）（第26次改正）（第29次改正）（第31次改正）

(貯金利息の計算)

第6条 貯金の利息は貯金をした月の末日（賞与積立にあつては指定期日）から起算し、一部払い出し若しくは解約の日の前日までの期間について計算し貯金額に100円未満の

端数がある場合は、その端数については利息の計算は行わない。

- 2 利息の計算は、毎年3月及び9月の末日に行い、その日にその利息を元金に繰り入れるものとする。
- 3 前項の規定により元金に繰り入れた利息額に係る利息の計算については、繰り入れた日の翌日から行うものとする。
- 4 前3項に定める貯金の利息については、組合員の資格を喪失した日の前日から解約の日の前日までの期間については計算しないものとする。

(第21次改正) (第23次改正) (第30次改正)

(貯金の申込み)

第7条 貯金の申込みができる者は、第1条に規定する組合員とし新規加入申込書に所定事項を記入し、署名押印のうえ所属所長を経て組合に提出しなければならない。

- 2 所属所長は、新規加入申込書を受けたときは、速やかに組合に提出しなければならない。

(第23次改正)

(貯金の払込み等)

第8条 前条の規定により貯金の申込みがあったときは、所属所長は、貯金者に支払う給料から定額積立額を控除し、組合の貯金経理口座に毎月末日までに払い込まなければならない。

- 2 第4条第3項の規定による賞与積立を行う場合は、所属所長は、貯金者に支払う期末勤勉手当の額から賞与積立額を控除し、組合の貯金経理口座へ指定期日までに払い込まなければならない。
- 3 所属所長は、第1項の規定による定期積立の払い込みに係る預託金内訳書を指定期日までに組合に送付するものとする。
- 4 組合は、毎月所属所ごとの貯金台帳を作成し、所属所長に送付するものとする。

(第9次改正) (第23次改正)

(貯金の一部払い出し、若しくは解約)

第9条 貯金の一部払い出し、若しくは解約をしようとする者は、一部払出請求書若しくは解約請求書を所属所長を経て、指定期日までに組合に提出するものとする。ただし、一部払い出しの額は、1,000円単位としその整数倍とする。

- 2 所属所長は、前項の規定による請求を受けたときは、前条第4項の規定による貯金台帳の貯金額と照合し、確認の上組合に送付するものとする。
- 3 組合は、前2項の規定により一部払い出しの請求を受けたときは、指定期日の属する月の15日(休日に当たるときはその前日)又は末日(12月にあっては25日(これらの日が休日に当たるときはその前日)とする。)に当該請求組合員名義の預金口座に送金するものとする。
- 4 組合は、第1項及び第2項の規定により解約の請求を受けたときは、その請求のあった日の属する月の末日(12月にあっては25日(これらの日が休日に当たるときはその前日)とする。)に当該請求組合員名義の預金口座に送金するものとする。

5 組合員名義の預金口座は、短期給付金の送金口座と同一の口座とする。

(第4次改正)(第9次改正)(第23次改正)(第24次改正)

(口座番号)

第10条 貯金者の貯金口座番号は、組合員証記号番号とする。

(第23次改正)(第30次改正)

(所属所間の異動)

第11条 貯金者である組合員が転入若しくは転出により所属所間を異動したときは、新所属所長及び旧所属所長は、所属所間異動報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(第23次改正)(第30次改正)

(組合員の資格を喪失した場合の取扱い)

第12条 貯金者が退職した場合には、その者は速やかに貯金の解約の請求をしなければならない。

2 貯金者が死亡した場合には、その者の相続人が速やかに貯金の解約の手続きを行うものとする。

(第23次改正)(第30次改正)

(他の組合等への転出、他の組合等からの転入)

第13条 貯金者である組合員が、法第3条第1項に規定する他の組合又は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第3条第1項に規定する国家公務員共済組合(以下「他の組合等」という。)へ転出し、組合員の資格を喪失した場合は、速やかに貯金の解約の請求をしなければならない。

2 前項の規定により解約した者(自己の都合により転出し、解約した者を除く。)が、再び他の組合等から組合に転入し、貯金の加入申込みをする場合にあっては、前項の解約時における貯金残高を上限として一時預け入れすることができる。

3 前項による一時預け入れを希望する者は、第7条第1項に規定する新規加入申込書に、一時預け入れ申出書及び転出、転入が自己の都合によらないものであることを証する書類を添付することとし、一時預け入れ額の払い込みにあつては、組合の貯金経理口座へ指定期日までに払い込むものとする。

(第27次改正)(第30次改正)

(残高通知)

第14条 組合は、毎年3月及び9月末日現在の残高通知書を作成し所属所長を経て貯金者に交付するものとする。

(第9次改正)(第23次改正)(第27次改正)(第30次改正)

(実施細目)

第15条 この規則に定める諸様式及びこの規則の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(第23次改正)(第27次改正)(第30次改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規則に基づいて貯金された普通貯金及び退職積立貯金については、施行日において共済積立貯金に振替えるものとする。
- 3 岐阜県市町村職員共済組合貯金規則（昭和44年3月27日規則第12号）は、昭和63年4月1日より廃止する。

附 則（平成元年2月28日）

この変更は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年9月13日）

この変更は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年2月8日）

この変更は、平成2年2月8日から施行し、平成2年1月1日から適用する。

附 則（平成2年5月16日）

この変更は、平成2年6月1日から適用する。

附 則（平成2年11月26日）

この変更は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年2月26日）

この変更は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年2月26日）

この変更は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年2月25日）

この変更は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日）

この変更は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年9月14日）

この変更は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成5年12月22日）

この変更は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年2月22日）

この変更は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月30日）

この変更は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成6年9月8日）

この変更は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年2月21日）

この変更は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日）

この変更は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年2月22日）

この変更は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日）

この変更は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月26日）

この変更は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年6月26日）

この変更は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成10年9月17日）

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成14年2月26日）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月24日）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月23日）

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月20日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この規則は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月4日から適用する。

附 則（平成29年3月1日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月4日）

この規則は、令和元年6月4日から施行する。ただし、この規則による改正後の岐阜県市町村職員共済組合貯金規則第6条第4項の規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

共済貯金 新規加入申込書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

岐阜県市町村職員共済組合貯金規則を了として下記のとおり共済貯金への加入を申し込みます。

加入年月	年	月				
組合員証 記号番号		—			所属所名	
フリガナ						
氏名						

定例積立額 (毎月)	百万	千	円	0	0	0
賞与積立額 (6月)	百万	千	円	0	0	0
賞与積立額 (12月)	百万	千	円	0	0	0

送金口座	短期給付金口座
------	---------

マル優 申告額		万円
------------	--	----

※マル優は、障害者等に適用されます。
マル優申告額記入の場合は「非課税貯蓄申告書」を同時に提出してください。

※定例積立は、毎月の給与から登録した額を控除して積立てます。
 ※賞与積立は、賞与の支給範囲内で100万円を限度とし、支給時の天引きに限り積立てができます。
 加入月が6月または12月の場合、加入月当月の賞与積立はできません。
 ※金額の頭部に¥マークをご記入ください。
 ※積立額は1,000円単位でご記入ください。

共済貯金 解約請求書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

共済貯金を解約したいので請求します。

解約事由が「退職」による場合は、退職年月日の欄に記入してください。

解約年月	年	月		送金口座	短期給付金口座
退職年月日	年	月	日		
組合員証 記号番号		—		所属所名	
フリガナ					
氏名					

毎月の 定例積立額	百万	千	円	0	0	0
--------------	----	---	---	---	---	---

※解約月は、定例積立及び賞与積立ができません。
 ※非課税申告をしている場合は、必ず「非課税貯蓄廃止申告書」を添付してください。
 ※金額の頭部に¥マークをご記入ください。

※解約金を貸付金の償還に充てる場合は、下記に○印を附してください。

償還希望

共済貯金

定例積立額変更届書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

定例積立額を次のとおり変更いたします。

変更年月	年	月
組合員証号 記号番号	-	所属所名
フリガナ 氏名		

定例積立額	変更前			変更後		
	百万	千	円	百万	千	円

※積立を中断する場合は、変更前に「現在の登録積立額」、変更後に「0円」とご記入ください。

※積立を復活する場合は、変更前に「0円」、変更後に「希望額」をご記入ください。

※金額の頭部に¥マークをご記入ください。

※積立額は1,000円単位でご記入ください。

共済貯金

賞与積立額変更届書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

賞与積立額を次のとおり変更いたします。

組合員証号 記号番号	-	所属所名
フリガナ 氏名		

賞与積立額を変更する月の□に✓を入れ、金額を記入してください。変更しない月は記入しないでください。

↓

賞与積立額を 変更する月	変更前			変更後		
	百万	千	円	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 6月						

賞与積立額を 変更する月	変更前			変更後		
	百万	千	円	百万	千	円
<input type="checkbox"/> 12月						

※賞与積立は、賞与の支給範囲内で100万円が限度です。

※賞与積立月である6月及び12月は変更を受けませんので、それ以外の月に変更してください。

※積立を中断する場合は、変更前に「現在の登録積立額」、変更後に「0円」とご記入ください。

※積立を復活する場合は、変更前に「0円」、変更後に「希望額」をご記入ください。

※金額の頭部に¥マークをご記入ください。

※積立額は1,000円単位でご記入ください。

共済貯金 一部払出請求書総括表

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

共済貯金一部払出請求書が、下記のとおりありましたので、貯金規則第9条第2項の規定により一部払出請求書を送付しますので、それぞれ該当者の個人口座にお支払いください。

一部払出年月日	年	月	日	所属所コード			
共済貯金 一部払出合計	口数			金額	百万	千	円

※金額の頭部に¥マークをご記入ください。

所属所長

共済貯金 一部払出請求書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

わたしの共済貯金口座から下記の金額を払い出してください。

一部払出年月日	年	月	日	送金口座	短期給付金口座
組合員証 記号番号				所属所名	
フリガナ 氏名					

一部払出額	百万	千	円
			0 0 0

※金額の頭部に¥マークをご記入ください。
※一部払出額は1,000円単位でご記入ください。

…(A)

※一部払出額を貸付金の償還に充てる場合は、下記欄に必ず記入してください。

貸付償還分 (一部払出額から貸付金 償還に充てる額)	百万	千	円
個人送金分 (A) - (B)	百万	千	円

…(B)

共済貯金 預託金内訳書

所属所コード			
--------	--	--	--

年 月分														
定例積立額	摘 要	口 数	金 額 (円)								付 記			
	前月定例積立額合計 A	A												
	新規加入定例積立分 B	B												
	定例積立額変更による増減 C	C	〔 〕											
	解約定例積立分 D	D	▲	▲										
	所属所間異動（転入） E	E												
	所属所間異動（転出） F	F	▲	▲										
	今月定例積立額合計 G	G												

※A欄（前月定例積立額合計）は、前月のG欄（今月定例積立額合計）の金額を記入してください。

※C欄（定例積立額変更による増減）の口数は、差引調整しないでください。

賞与積立額	摘 要	口 数		付 記
	賞与積立額変更	6月分変更	12月分変更	
		口	口	

添付書類	新規加入申込書	枚	所属所間異動報告書	枚
	定例積立額変更届	枚	賞与積立額変更届	枚
	解約請求書	枚	非課税貯蓄に関する各種申告書	枚

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

上記のとおり当月分について報告いたします。

所属所長

共 済 貯 金 所 属 所 間 異 動 報 告 書

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長

下記のとおり、所属所間異動により共済貯金に加入している組合員が転入・転出しましたので報告いたします。

記

異動月

年	月分
---	----

転入者

組合員証記号番号	氏 名	定 例 積 立 額	異 動 前 (旧)		摘 要
			所 属 所 名	組 合 員 証 記 号 番 号	
-				-	
-				-	
-				-	
-				-	
-				-	
合 計	件				

転出者

組合員証記号番号	氏 名	定 例 積 立 額	異 動 後 (新)		摘 要
			所 属 所 名	組 合 員 証 記 号 番 号	
-				-	
-				-	
-				-	
-				-	
-				-	
合 計	件				

※この報告書は、所属所間異動により共済貯金に加入している組合員が転入・転出した場合、

新所属所・旧所属所共に、必ず「預託金内訳書」に添付して提出してください。

※異動元・異動先の組合員証記号番号が不明な場合は、未記入で結構です。

※金額の頭部に¥マークをご記入ください。

共済貯金 一時預け入れ(臨時積立) 申出書

岐阜県市町村職員共済組合貯金規則第14条第2項及び第3項の規定に基づき、以下のとおり共済貯金一時預け入れ(臨時積立)を申し込みます。

■ 臨時積立額 円 (当組合転出時における共済貯金解約金額の範囲内で希望する額を記入)

■ 臨時積立金振込日 年 月 日 (共済貯金の新規加入月と同月内で希望する日を記入)

■ 振込先 (どちらか希望する方に○をつけてください)

- | | | | | |
|-----------|--------|----------|--|-----------------------------|
| 1. 十六銀行 | 本店 | 普通735849 | <small>ギフケンシチョウソンシヨクインキョウサイクミアイ</small> 岐阜県市町村職員共済組合 | <small>チョキンケイリ</small> 貯金経理 |
| 2. 大垣共立銀行 | ぎふ県庁支店 | 普通13106 | <small>ギフケンシチョウソンシヨクインキョウサイクミアイ</small> 岐阜県市町村職員共済組合 | <small>チョキンケイリ</small> 貯金経理 |

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

(申出者)

組合員証番号 [-]

当組合転出時の組合員証番号 [-]

住所 〒 - -

当組合転出年月 年 月

氏名

※臨時積立を希望する場合は、この申出書及び辞令書の写等(異動が辞令によるものであることが分かる書類)を「共済貯金新規加入申込書」に添付してください。

※臨時積立ができるのは、共済貯金に新規加入する月のみで、1回限りとなります。

※臨時積立金額は、当組合転出時における貯金解約金額が上限となります。前回の解約金額を超える臨時積立は出来ません。

※臨時積立金は、必ず貯金に新規加入する月の月末までに、上記の口座へお振り込みください。